

平成23年第4回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成23年12月9日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	飯田	修君
企画財政課	長	秋山	幸男君
税務課	長	坂本	隆雄君
まちづくり推進課	長	高野	光司君
住民課	長	木村	克美君
福祉課	長	師岡	昌巳君
保健福祉センター	所長	石塚	稔君
環境対策課	長	蓮沼	均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		矢口	功君
経済課	長	菅田	哲夫君
都市建設課	長	飯塚	正夫君
会計課	長	鈴木	弘一君
教育	長	伊藤	孝生君
学校教育課	長	鬼沢	俊一君
生涯学習課	長	石井	博美君
水道課	長	福田	茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成23年12月9日(金曜日)

午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午後1時00分開議

議長(五十嵐辰雄君) ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

こ れ か ら 議 事 日 程 に 入 り ま す 。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

4番通告者、2番花嶋美清雄君。

〔2番花嶋美清雄君登壇〕

2番(花嶋美清雄君) 皆さんこんにちは。4番通告、2番花嶋美清雄です。

今回の一般質問は大きく四つの質問をします。よろしくお願いします。

1、施設防災について。

公民館等の施設の防災についてお伺いします。

(1) 防災の観点から、施設を使用している方や職員がいるときに火災や地震が起きた場合に、玄関その他非常口のドアの開錠はすべてされるのか。避難経路の指示は明確にされるのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 花嶋美清雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、花嶋議員の施設防災についてのご質問にお答えをいたします。

玄関、非常口等のドアの開錠についてのご質問でございますが、まず、公民館などの生涯学習施設関係を申し上げます。公民館でふだんホールを使用していない場合がございますが、ホール用の出入り口とホール裏の非常口に施錠しておりますが、開館しているときは非常口のかぎはあけております。

そのほか、生涯学習センター、図書館、コミュニティセンターにつきましては、開館時はすべて開錠してあります。

次に、保健福祉センターでございますが、一部簡易な施錠があり、簡単に開閉が可能となっている箇所がございます。玄関、スロープなど主要な出入り口は常に開錠されております。

続いて、国保診療所でございますが、患者さんが主に利用する正面入り口と職員が利用する職員通用口の2カ所に入り口があります。いずれも非常口となっております、ふだんは開錠してあります。また、このほかに1階診療室奥の理学療法室に1カ所、待合室北側にあるガラス戸が1カ所、さらにドアで間仕切りした奥の待合室にガラス戸2カ所があります。これらを合わせますと6カ所の非常口がございます。災害発生時は、玄関以外の施錠している非常口は職員が速やかに開錠することになっております。

続いて、文間集落センター及び利根東部集落センターでございますが、両施設とも指定管理者による管理運営となっております、施設の管理運営は基本協定書により取り決めがなされているところでございます。

続きまして、役場庁舎について申し上げますと、開庁時には玄関、職員通用口、そのほかの出入り口は開錠されております。夜間については、職員通用口1カ所を使用し、そのほかの出入り口は防犯上施錠してあります。また、消防法の規定に基づき非常口の標示も行っております。

次に、施設等の防災時の避難経路の指示の件でございますが、生涯学習施設の職員などは各施設ごとの防災マニュアルに基づき、利用者の安全を確保しつつ行動するように指示をしております。特にお年寄りが多い保健センターでは、災害時の避難につきましては、安全に避難ができるよう消防計画を作成しており、職員による館内放送や各部屋誘導担当の指示により安全な場所への避難誘導ができるよう、役割分担を決めております。なお、館内には非常誘導灯を設置してあります。

昨年3月には火災想定による利用者の避難訓練及び初期消火訓練の内容で、消防署立ち会いのもと模擬火災訓練等も行っております。

また、診療所では玄関以外の施錠している非常口は、職員が速やかに開錠することで、玄関を含む非常口へと患者さんを指示、誘導することになっており、診察室や検査室、待合室から最も安全に、かつ素早く誘導できる体制をとっております。

役場庁舎関係では消防計画に定めがあり、その計画の役割分担により職員が対応していくことになっております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

職員の防災マニュアルはあるということですが、土日など役場が休日のときに災害が起きた場合には、だれに報告するのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） それではお答えをいたします。

職員が常駐していない時間帯、休日勤務ですけれども、地域防災計画の中で職員防災マニュアルもございますけれども、災害発生時の情報が得られた場合、風水害、震災ですけれども、地震の場合は震度4の場合は職員がみずから登庁することになっております。それから、風水害ですけれども、警報が出て危険という判断を各課長がした場合に、それも自主的に役場へ登庁して、必要に応じて全職員を招集するという手続になっております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

それでは、公民館の稼働率というか、1年間で何名の方が使用しているか、団体数と人数がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） 今ちょっと手元にございませんで、今すぐは申し上げられないのですが、後日ということで。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） それでは、後で教えていただきたいと思います。

その使用される方に、受付のときに申し込んでいただきますよね。そのときに避難経路のお知らせとか、誘導はどのようにするんだよというように、申し込み者とかに教えているのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） 生涯学習施設関係においては、各職員がこういう施設ごとの防災マニュアルがありまして、これにおきまして館内放送で誘導しております。

そして、公民館ですと一番手前の駐車場の方に、何か起きた場合には利用者の方をそこに誘導するという形をとっております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） そういうことと、ほかに受付のときですね、その計画マニユア

ルはあるのですけれども、それを提示して、いつも施設の責任者とか使用者、使用責任者に、私、公民館とか結構このごろ行くようになったのですけれども、会場の使用説明とかなされていないのですね。何と説明していいですか、開会するときに、避難時、火災、地震が起きた場合はこういう経路でこういうような指示で町民の方を誘導してくださいというのは、なされていないのですけれども、それについていかがですか。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） ただいまの質問に対しまして、一人一人にこうやってくださいという形は、今とっておりません。何か起きたら防災システムから皆さんに教えて、ここからこういうふうに出てくださいという形でとりたいと思っておりますので、今のところ一人一人という形はとっておりませんので、今後そういう形が必要となれば、ちょっと内部で検討しまして、今後考えていきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 今後というのは、今聞きましたけれども、例えばこの議場のときにもそうですけれども、後ろに傍聴の方がおります。こういう場でも開会する前に、地震が起きた、火事が起きた場合は避難経路、あそこしかありませんね。私たちにはないですけれども、そういうような指示を開会する前に指示をしていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 今、我々議場におりまして、議場の話が出ましたけれども、傍聴者の皆さん、議員、職員、町長、すべてそうですけれども、自分の一番近い非常口を入ったときに確認をしておいていただきたいのが一番のお願い事ございまして、それから、出口が一番近いところに非常口、外に行った方が安全なのか、中にいた方が安全なのか、地震の場合は両方考えられると思いますけれども、まず自分の座った位置に一番近い非常口の確認をみずから確認しておいていただいて、これは議場ばかりでなくて、どこの施設も同じだと思いますけれども、それを日ごろから個人個人で自覚していただいて、災害時の安全のために心がけていただくのが一番の安全に避難される行動ではないかと考えますので、その施設に入ったときには、みずから非常口はどこにあるのかなということを個人個人で確認していただいて、冷静に判断をしていただければと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） やはり、自分のことは自分で守れということなのでしょうか。例えば高齢者や車いすの方、お子さま、子連れの方にはどういうふうに対処していけばいいと思えますか、お伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） 高齢者、障害者等でございますが、そういった施設におきま

していろいろな設備があると思いますので、それとまたその施設長の管理者に従って速やかに避難するということをお願いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） では必ず責任者が常時、もちろん誘導する体制にいられるということで安心をいたしました。

次の質問に移ります。（2）高齢化が進み、トイレの段差やスリッパへの履きかえに大変ご苦労されているのを見て改善していただければと考えております。改善するお考えがあるのかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） トイレの段差解消、スリッパの履きかえというご質問、前回も花嶋議員が質問されたと思うのでありますが、まず、トイレの段差解消の件でございますが、生涯学習施設関係では公民館とコミュニティセンターでトイレの段差がございます。また、国保診療所のトイレにつきましては、体の不自由な方がお使いいただけるように、段差のない身障者用トイレを1カ所設置しておりますが、そのほかのトイレは健常者用になっておりまして、若干の段差がついております。

今後におきましては、高齢化がさらに進みますので、お年寄りや体が不自由な方などに配慮したバリアフリー対策として、トイレの段差を改善していきたいと考えております。

次に、スリッパ履きかえの件でございますが、生涯学習施設では生涯学習センターで調理室、そして公民館で調理室とトイレ、コミュニティセンターでは2階と3階のトイレにおきましてスリッパに履きかえていただいております。

また、保健福祉センターでは利用者の大半の方が高齢者や障害者であり、入館時には玄関にて体の機能回復訓練の事業目的から、自分のリハビリ用の靴等に履きかえていただいております。なお、履きかえにつきましては、玄関に長いすを設置しており、その場で履きかえていただいている状況でございます。

次に、診療所でございますが、開設以来、玄関でスリッパに履きかえてもらっていましたが、防災面や衛生面について内部で検討を重ねた結果、先月いっぱいスリッパの履きかえをやめております。現在は土足のまま診療、診察をしております。

こうしたことで施設によって違いがございます。スリッパの履きかえにつきましては、基本的に土足で利用できるようにしたいと思いますが、衛生面や事業目的により改善しがたい部分もございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、文間集落センター及び利根東部集落センターのトイレの段差解消及びスリッパの履きかえについても、衛生面等を考慮し、現在のところ改善計画はございません。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

前回より改善がなされている点、今すごく感動を覚えました。

衛生面と言いますけれども、玄関に足拭きマットなどで対応していただき、泥などを落としていけば、最近ではコンクリートやアスファルトの道路が多く、そんなに泥や土などをつけて歩いていく方が少なくなったと思いますが、その点、どうお考えですか。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） 集落センター関係につきましてご答弁申し上げます。

土足でどうかというお話でございますけれども、施設等を見ますと、畳の部屋とフロアですか、履きかえて今上がってございますので、これはちょっと畳の部屋等に土足のほこり等も入ったりしますということで、衛生面等も考慮しまして、計画は現在のところございません。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

畳の部屋は土足というのではないでしょうけれども、公民館の方でちょっとお伺いします。

トイレの方でやはりお年寄りの方がスリッパに履きかえて、また靴を履いて靴ひもを結ぶというのはすごく大変なんですけれども、そこに小さいすとか、また自分の靴に履きかえるときに容易なようにしていただく考えはございますか。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） 先ほど町長が申しましたように、原則的には土足ということで、トイレ及びスリッパの件につきましては、トイレのスリッパの件に関しましては今後改善をして、公民館の段差はスロープか何かをつけて解消していきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

高齢者にも使いやすい公民館になっていただきたいと思っております。

続きまして、2番、利根川の堤防現状と復旧についてお伺いいたします。

3月11日の東日本大震災により、利根川の堤防に被害があり、付近の住民は不安を隠せません。経過説明とこれからの復旧工事の着工の時期、完了の時期をお伺いいたします。

また、堤防の道路がまだ通行どめになっております。大変皆様にご迷惑をおかけしております。通行どめの解除はいつになるかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、利根川の堤防の現状と復旧についてのご質問にお答えをいたします。

3月11日に発生した東日本大震災により、利根川の下流域では堤防の沈下や亀裂、護岸の損傷など、これまでに、8月22日現在でございますが、247カ所もの被害が発生をいたしました。

利根川下流河川事務所では、直ちに復旧作業を実施をし、目に見える被災箇所の応急復

旧は5月末に完了をしています。

応急復旧は完了したものの、堤防の中など、直接目で見るできない部分に亀裂や空洞ができている可能性があり、また、本格復旧の工事には時間がかかるため、工事期間中に洪水が発生することを避け、台風シーズン後の11月以降にせざるを得ないとのこととございます。

このような状況のため、ことしの台風シーズンは例年以上に水防活動が重要になるとの観点から、水防活動を強化するために、利根川下流河川事務所では、氾濫注意水位水防団待機水位などの基準水位を引き下げ、被災箇所を重要水防箇所に追加をしたところとございます。

また、地域の水防団と合同で巡視や点検を行い、危険箇所の確認をするなど、利根川に異常があったときに、みんなで協力して早期発見・早期対策ができるよう努めてきたところでございます。

利根町内の利根川においても、各所で堤防の沈下、のり面の崩れ、亀裂等の被害が発生しております。町内の利根川堤防の本復旧につきましては、複数の工事件数にわたり、現在、入札・契約手続を行っているところであり、その後、請負業者が決まり、間もなく工事が始まるものと考えております。そして、来年の5月末までには完了する見通しになっているとのこととございます。

一方、利根川堤防の町道については、堤防が被災したことにより、現在、通行どめを行っております。日ごろご利用されている沿線住民の皆様には、大変ご不便、ご迷惑をおかけしておりますが、今後、堤防の本復旧が行われるとのこととございますので、その進捗状況を見ながら、なるべく早く通行どめの解除をできるよう努力をしてまいりたい、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

年末年始を挟みますが、住民の方は早目の完了を望んでいますので、よろしく願います。

次の質問に移ります。3番、健康歩道について。

健康歩道をつくる予定はあるか、お伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 健康歩道についてお答えをいたします。

健康歩道をつくる予定はあるのかというご質問でございますが、フレッシュタウンから堤防に上がる階段の左側に盛り土をして、現在、発注済みであります。盛り土の許可も国土交通省の佐原下流事務所の方からいただいております。もう発注済みでございますので、今年度、23年度中にはできる予定で今進めております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 健康歩道と言いましたけれども、どのような施設なのでしょうか、お伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） どのような施設と言いますと、足裏を刺激するような凹凸のあるブロックを並べます。幅は約2メートルで、長さが大体13から15メートルですね。

入り口で靴を脱いでいただいて、ぐるっと一周回ると大体二十四、五メートル、パターンの変わった竹踏みみたいなものもありますし、石が出ているようなものもありますし、丸くちょっと凹凸のような細かいもの、そういったパターンのものを大体1メートル間隔くらいかと思うのですが、それを何十種類か並べてぐるっと回ってきて帰ってくると。そこでまた靴を履いてもらって、その周りには200だと思ったのですけれども、ベンチと手すりを設けてございます。結構そのまま直では乗ることがつらいという人が結構いらっしゃいます。そのときに、手すりに触りながらぐるっと回れるような施設でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） その健康歩道は、総予算はお幾らでしょうか、お伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 堤防の腹づけ、盛り土工事を含めまして400万円前後だと思っておりますけれども。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 400万円、結構するものですね。その健康歩道の管理はどのようにされるのか、お伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） とりあえず、先ほど町長から話が出ましたように、盛り土とか、そういった国交省の許可は得まして、完了まではとりあえず都市建設課で行います。その後は健康管理ということで、福祉センターですか、そちらと連携しながら、その利用の仕方とか、そういったものというのは今後進めていく予定でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 健康歩道って、屋根とか周りに囲いというのはあるんでしょうか。課長、お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 屋根はございません。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 屋根がない、土手の堤防の上ですよ。きょうのように雨、風降った場合、その維持管理ですね、それはどのように計上されているのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長(飯塚正夫君) 花嶋議員はどの程度、足裏の刺激の施設をご存じかわかりませんが、私たちは何カ所か見ております。それで、屋根つきというのはほとんどないですね。

というのは、屋根があると、例えばそこにほこり、砂ぼこりとか、そういったものが積もったときに掃かないと乗れない、自然の原理で雨が降ると流れるようなあれになっていきますので、どこへ行っても結構晴れた日にはきれいになって使える。確かに砂ぼこりが100%なくなるかという、それはあり得ない。ただ、皆さんそこを裸足なり、靴下を履いたままというところで使っているところがほとんどです。私が見る限りでは屋根つきというのは、ほとんどないなと思っております。

議長(五十嵐辰雄君) 2番花嶋美清雄君。

2番(花嶋美清雄君) 屋根つきではないということをお伺いしました。

多少のほこりがあるということですが、その管理ですね、管理運営ということで、これはどのように清掃とかはするのでしょうか。

議長(五十嵐辰雄君) 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長(飯塚正夫君) 管理と言っても、今言ったように、雨とか風とか、そういったのである程度自然にきれいになる。なおかつ靴下で踏めばもっときれいになる、そういったようなところで、我々が管理するのは、例えばそれが重くて傾いたとか、そういったものはそれなりに修正したり何なり直すことはあるかと思っておりますけれども、ふだんの掃除したりとか、例えば拭き掃除をしなければならぬとか、そこまでの管理というのは今のところ考えておりません。

議長(五十嵐辰雄君) 2番花嶋美清雄君。

2番(花嶋美清雄君) 何人か歩けば、その健康歩道はきれいになりますが、町民の方の靴下や、そういうのは真っ黒になってしまうのではないかと思うのですけれども、そっちの清掃という感じで聞いたのですよ。使い勝手ですか、使う人にやさしいようなものなのでしょうかということも聞いたのですけれども、いかがでしょうか。

議長(五十嵐辰雄君) 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長(飯塚正夫君) 何と言ったらいいかな、嫌な人は乗らない、ということしかないでしょうね。そこを完璧に管理というのはできません。例えばそれ上るたびにだれかが拭けて、だれか1人常駐させるわけにはいきませんし、何と言ったらいいんですか、そこを、例えば靴下が汚れるから嫌だという方は、多分乗らないと思います。

議長(五十嵐辰雄君) 2番花嶋美清雄君。

2番(花嶋美清雄君) そうしますと、その場所でなくて管理しやすい場所に、工事が着工と言っていましたけれども、今からだと遅いかも知れませんが、管理しやすい、例えば公民館内とか、かなりの人が出入りするような学習センターとか、そういうところにつくる予定はなかったのでしょうか、お伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 確かに場所の選定は、町長を含めましていろいろ見てきました。部屋の中はともかくとして、施設の中で今言った大きさのものとか、そういったものが置ける場所というのは、適当な場所がなかったのですね。

例えば今言われるように、保健センターと公民館の間に多少ありますが、あそこには常緑樹でなくて落葉樹がありますね。場所は、福祉センターがあって、真ん中に道路があって、こちらに公民館があります。公民館とそれの間に、幅でいくと2メートルの6メートルというもの、そのスペースがあるんです。確かに規模の小さいものはできますが、そこに落ち葉が落ちると、先ほど言った管理が難しい。フレッシュタウンの中の利根っ子公園とか、そこも、ほかも見ました。それでも常緑樹とか、そういった下になっていまして、あとはゲートボール場とかのわきにおいても、今度邪魔になるとか、そういったものがありまして、一番最初に花嶋議員にも役員やっていただいておりますとおり、桜づつみのところに設置しようかという案で最初考えておったのですが、桜づつみ保存会の方々といろいろ話した結果、あれだけ堤防の桜の木があるところに人工的なものはなるべくつくりたくないでほしいと、ですから、ベンチなどもそういった保護色みたいなものでつくってあるのかということの提案とか話し合いとか、打ち合わせがあったので、先ほど説明しました階段の上がった左側に盛り土をしてつくるということになったのですね。

ですから場所は、あそこ、ロケーションはいいですし、精神的にもいいですし、あんないい足裏健康の設置場所というのは、ほかの市町村ではないのではないかと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） そんなにいい足裏健康マッサージというか、できるのが楽しみなのですけれども、土手でも草や、もちろんほこりが飛んできて、どこでも、公園でも学習センターでも公民館でも同じような管理は必要ではないかと思っております。

次、4番目の質問に移ります。防災無線について。

3月11日の東日本大震災以降、正常に使える防災無線はあるのかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、防災無線についてのご質問にお答えをいたします。

3月11日の東日本大震災以降、正常に使える防災無線はあるのかということですが、災害時等に防災無線が常に支障なく、その機能を発揮できるよう、無線機及び附属機器の保守点検を毎年行っているところでございます。

今年度は3月11日の東日本大震災以後、4月18日から4月22日までの5日間にわたり、役場庁舎内防災無線固定系1局及び屋外受信設備54局の点検を実施いたしましたところでございます。

点検結果については、全体的に無線機器は良好に動作しており、ただし、防災無線設置

後、16年を経過しており、消耗部品を含む部分的な劣化が生じていることは否定できません。

このような状況の中、毎年保守点検を実施し、機能が低下している機器等の交換及び修繕を行い、常に支障なく、その機能を正常に発揮できるよう維持管理を行っているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

前回も一般質問で質問させていただいたのですけれども、立崎地区の防災無線が最近見に行ったら直っていたのですけれども、その直した工事の日時と金額とか、施工業者がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） それでは、防災無線についてお答えいたします。

3月11日の震災によりまして、立崎の防災無線1基と生涯学習センターにあります1基の2基に傾斜が生じてしまったということで、今議員がおっしゃられましたように、一般質問でも前回ご指摘をいただきましたけれども、修繕した時期ですけれども、11月半ばに完了しているかと思えます。

金額については、私、ちょっと正確ではないかもしれませんが、2基で21万円の経費を支払うことになるかと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 2基で21万円ということですが、この工事、2カ所ありますけれども、工事の時間ですか、1日で直ったのか、3日かかったのか、それぞれお願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） その前に、先ほどの質問の中でお答えが漏れてしまいましたけれども、発注業者は綿引無線という会社でございます。

契約期間についてはある程度の日数を見えていますけれども、実質工事期間については1カ所1日程度と記憶しております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。1カ所1日ということで、11月中旬、8カ月ですね。8カ月もたって、8カ月という期間がある中で1日で直るような工事をなぜもう少し早くできなかったのか、お伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 確かに8カ月経過してございました。前回の花嶋議員からの一般質問で2回ほどご指摘をいただいております。6月と9月でしたか、一つ目の理由は、国の補助事業を使って改修したいということで、その補助の内示が出るのが7月の半ばご

るになるので、それまでちょっとお待ちくださいと。その傾斜している防災無線については業者にすぐ確認させましたけれども、安全上問題がないということで、補助事業に該当して内定を行ってから工事を実施しようということで、花嶋議員にもそのようなお答えをしたかと思えます。

それで、9月の議会でもご質問いただきまして、会社にお願いはしていたのですが、そのメーカーはある程度特殊な無線機、特殊というよりも利根町で16年前に設置した業者ということで、精通している業者をお願いするという予定でございましたので、忙しい、これ理由になりませんが、業者の方が大変忙しいという時期にも重なってしまいました。それで9月に私は早急に工事に入りますということで申し上げましたけれども、結果的に11月半ばに工事がなくなってしまったということで、おくれましたことは大変申しわけないと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 2基で21万円ですから、何か補助的な金額を出していただき、早く直していただければいいかなと思っておりましたけれども、その傾いている防災無線が倒れて危ないということと、その防災無線が聞き取りにくい、上と下に向いているような感じなのですね。そこで、11月中旬まで、直るまで町民の方にどういう連絡の方法をとっていたのか、お伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） お答えいたします。

その前に大変申しわけございませんでした。私、工事費21万円程度と申し上げましたけれども、正確には2基で19万9,500円でございます。訂正をお願いしたいと思います。

工事日ですけれども、11月22日でございます。

震災後、傾斜した防災無線、聞き取りにくいということがあるということでしたけれども、確かに若干の聞き取りにくいところはあったかと思えますけれども、私も近くに住んでいる方、また役場の職員もおりますけれども、確認しましたが、聞く角度によって以前とは違うのは十分承知しておりますけれども、支障なく聞くことができていると確認しておりましたので、その辺も、私甘かったところがあるかもしれませんが、支障なく聞くことができたということを私は確認しているところでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 11月22日で19万9,500円ということで、立崎地区と学習センターですか、この日にちは1日ずれたぐらいなのでしょう。11月22日にはどちらの方で、もう片方は何日ですか。よろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） お答えいたします。

2カ所、1日で完了しております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） わかりました。2カ所1日ですね。

また、このような震災や大震災が起きたときに、防災無線が使用不可能になった場合、二重、三重の用意はあるか、ほかに何か予定しているようなものがあるかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 今、利根町で住民の皆様に緊急時のお知らせできる最大のお知らせ方法としては、防災無線、これが一番だと考えております。

これが全滅した場合にはどのような手段があるかということですが、町に緊急無線が、消防関係ですけれども、10台用意してございます。あと、茨城県との直接のやり取りできる通信制度が役場と茨城県ということでワンセット、それから、先ほど申し上げました無線10基のうち、稲敷広域の利根消防署の方にも1台貸与しておりまして、そちらとは常時連絡がとれるようになってございます。

あと、そのほかの手段というのは、衛星電話とかあるんですけれども、災害時に備えてあればこしたことはないのですけれども、経費等の問題等がありまして、そこまでは現在至っていないと。また、ちょっと金額は確認していませんけれども、それを整備する予定というのは、今は考えてございません。ですので、防災無線が子局54局ありますけれども、これすべて倒壊した場合には、町の広報車等の巡回が一番の住民の皆さんにお知らせできる手段であるかなと考えているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） やはり防災無線が使用不可能になった場合のことを考えて、いろいろな準備をしていくのが当たり前だと思っております。

なぜかという、私が岩手県の山田町にボランティアに行ったときに、仮設住宅で暮らし津波に巻き込まれた人のお話は今も耳に残っております。正確な情報が伝われば、たくさんの方が犠牲にならずに済んだと言っています。だから防災無線は大切なんです。できる限り町民の命を守っていただきたいと思います。

今、山田町の話が出ましたので、私も支援物資を運んでおりますので、今までの状況をちょっとお話をいたします。支援物資の状況は、大きいもので自転車173台、ミシン30台、カラオケセット4台を送っております。12月に入り、気温も下がり寒さも続いております。今は厚手の毛布と湯たんぼを集めて支援をしています。皆様のご協力をお願いします。

以上で一般質問を終わりにします。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で花嶋美清雄君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午後1時50分休憩

午後2時05分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番通告者、5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 皆さんこんにちは。5番通告、5番の守谷貞明です。

通告順に従って質問いたします。私は、大きな項目として二つお聞きします。1番目は財政の健全化について、2番目はごみ処理問題についてであります。

それでは、まず1番目の財政健全化についてお伺いいたします。

まず、利根町の財政状況ですが、残念ながら慢性的な歳入不足、つまり赤字状態が改善されていません。

平成22年度の歳入不足額は7億7,700万円、平成23年度、今年度の歳入不足額は約8億4,600万円と、不足額はふえています。赤字の穴埋めに基金を取り崩し、さらに足りない分は赤字町債、これは地方債を発行してやり繰りしているわけです。

その結果、平成23年度末の町債、臨時地方債の残高見込みは39億1,500万円になると予測されています。歳入不足の最大の要因は少子高齢化、この少子高齢化というのは生産労働人口が減りますので、納税する方々が高齢になると皆さん年金になってしまうということになって非常に税収額が減ります。それともう一つは人口流出、人口減少、さらには地価公示価格の下落による固定資産税の減収によるものと考えられます。

実際に利根町の税収の推移を見てみると、平成21年度は15億9,285万円、平成22年度は15億3,780万円、平成23年度、今年度の税収見込みは14億7,460万円となっています。ですから、この3年間で税収は1億1,825万円の減収となっています。大変大きな金額が3年間で減っています。

9月5日に行われた平成22年度利根町歳入歳出決算の定例会での税務課の説明によると、これは決算書によりますと、22年度の町税は前年度に比べて9,340万円の減収になったと報告されました。これは1年間で9,340万円減ってしまったということを行っているわけです。つまり、ここ10年近く、七、八億円の歳入不足、赤字が続いています。

これは民間企業では、このような状態が続くと会社更生法の適用を受ける危険水域にあると言われていています。利根町の最高責任者として、このような異常事態をどのように認識されているのかお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 守谷貞明君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、守谷議員の質問にお答えをいたします。

財政健全化についてということで、利根町の最高責任者として、このような異常事態をどのように認識しているかという質問でございますが、ここ数年の財政状況についてご説明をいたしますと、当初予算編成時点での歳入不足については、平成22年度、23年度と、守谷議員がご指摘のとおり、基金を取り崩した分と臨時財政対策債の借入れを見込んだ分で、約7億円から8億円を財源不足に充てて予算編成をしております。

しかしながら、決算で申し上げますと、財源不足による基金繰入額は、財政調整基金及び特定目的基金を合わせて、平成21年度が約2億2,000万円、平成22年度が約1億2,000万円、平成23年度は、現時点でございますが、当初予算では約5億1,000万円を繰り入れしていましたが、現在は積み立て、繰り戻しにより約4億円取り崩している状況でございます。

平成23年度、今年度につきましては、災害復旧事業の財源として、特別交付税や一般単独の災害復旧事業の起債分など確定していない部分は財政調整基金を充てており、現在は例年より大幅に取り崩している状況になっておりますが、災害復旧事業の財源については、財源が確定次第、繰り戻すこととなります。

また、守谷議員が赤字町債というのは、臨時財政対策債のことであると思いますが、この臨時財政対策債につきましては、改めましてご説明しますと、平成13年度から創設されたもので、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資である国税の減収により、その国税の不足分の一部を、とりあえず臨時財政対策債として地方自治体に借入れさせて、その借入金の返済時に返済金の相当額を地方交付税として地方自治体に交付して返済金に充てるという趣旨で設けられたものでございます。これは返済財源の補償された借入れでありますので、赤字町債には当たらないと考えております。

この地方交付税は、どの地域でも一定の行政サービスを提供できるよう一定の基準で、財政力の弱い地方公共団体へ国から交付されるもので、もともと当町は財政力が弱く、地方交付税の不交付団体ではありませんので、税収がピークの20億円以上あったときでも、地方交付税も20億円程度交付されておりました、それで財政運営を行ってきた状況であります。

このように、臨時財政対策債は、地方交付税の減収を補てんするため、平成13年度から借入れを行っているものでございます。

しかしながら、借入金には違いありませんので、地方債残高の状況や健全化判断比率の将来負担比率・実質公債費比率などの判断比率を見ながら、借入額は判断していかなければならないと考えております。

また、守谷議員の言われる民間企業で言う会社更生法の適用を受けるといって、地方公共団体では財政健全化判断比率の基準が、早期健全化判断基準または財政再生基準を超える比率となった場合には、国の監視のもとにおいて健全化または財政再生に取り組まなければならない状況になることを指すと考えております。

現在の当町は、すべての財政健全化判断比率が基準を超えていない状況でありますので、それらには当てはまらないと思われることから、その辺のことはご理解を願いたいと思います。

しかしながら、町税も高齢化や地価公示価格の下落により毎年度減収している状況でもございます。また、基金残高についても、行政改革により歳出削減に取り組んで、基金の繰り入れは最小限にとどめてはいますが、町の課題や住民の要望等にもこたえていかなければなりませんし、現在の住民サービスを低下させないように、いろいろな施策にも取り組まなければなりません。

このような財政状況ではありますので、今後も歳出削減に努めながら、歳入確保への取り組みを行っていかねばならないと、このように考えております。

今後も厳しい財政状況が続きますが、議員、住民の皆様方にご理解とご協力をいただきながらこの状況を打開していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

また、ちなみに、健全化判断比率、資金不足比率でございますが、実質赤字比率、これが早期健全化基準また財政再生基準、財政再生基準というのは先ほど申し上げたとおり、国の監視のもとということではありますが、それがこの利根町の場合、この基準の値が早期健全化基準が15.00、財政再生基準が20.00、利根町の実質赤字比率はゼロでございますので、それと連結実質赤字比率が早期健全化基準が20.00、それと財政再生基準が35.00、これも利根町はゼロでございます。それと実質公債費比率、これが早期健全化基準25.0、財政再生基準35、これについては利根町は平成21年度決算で16.0、平成22年度決算で15.1と、これもクリアはしております。それと将来負担比率、これが早期健全化基準が350、財政再生基準が同じく350ということで、それは平成21年度決算では、利根町の場合1.5、平成22年度決算ではゼロでございます。

以上のような状況でございますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いをいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今、町長が言った細かいデータの出ている話、私も持っていてよくわかっています。ただ、私が言っているのは、先ほど町長も触れましたが、臨時財政対策債については、平成13年に国が地方に地方交付税を今までどおり払えなくなったから、足りなくなったら地方で、国が補償するから出していいよという話でできた時限の特例法なんですね。暫定法なんですよ。ここについて多くの経済学者が約1,000兆円近く、その当時は国の負債は約800兆円、今は1,000兆円近くになっている。こんなこと、国の補償のお墨つきを出していても、これ将来、国が地方交付税として町に配れなくなる可能性の方が大きいんだよという、非常に危うい、クエスチョンマークつきのものなですよ。

ですから、これは国の補償があるから臨時財政対策債が30億円あろうが、40億円あろう

が、そういうのは国が将来的には返してくれるから心配ないというのは、それはちょっと余りにも国庫の財政をわかっていない、国が本当にそのとおりやるかどうか、まだわからないのです。多分学者によっても意見はまちまちですけれども、僕は全額は補償されないだろうなと考えています。ですから、大変この件に関しては、できるだけ赤字はつくりたくない方がいい。それはいいに決まっているんですよ。その観点から物事を言っています。

次にいきますけれども、財政健全化の要諦は歳入と歳出のバランスを保つことにあるのは、だれが見ても明らかなことですが、来年度の町民税の歳入予測について、まずお伺いしたいと思います。

先ほど述べたように、高齢化と労働生産人口の減少、つまり年金で生活する高齢者の増加と若年者層、働く若者たちの流出による人口減少、さらには路線価のさらなる下落、これによって固定資産税が減額されて、来年の税収は減るわけですが、さらにその上に追い打ちをかけるように、3月11日の大震災、大変残念なことですが、この震災で被災した方々への固定資産税の減額措置や家屋の補修等に対する雑損控除等が税収の面で響いてくると思っています。今年度の納税申告からこれが適用されます。となると、さらなる住民税の減収が上乘せされて、大変残念ですが、大きく減るのではないかと私は思っています。そこで伺います。

今年度に比べて来年度の町民税の税収はどのぐらいの減収になると予測しているのか、また、来年度の住民税の総額は幾らぐらいになると計算しているか、おわかりならお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

税務課長（坂本隆雄君） お答えいたします。

予算の方もまだヒアリングも行っておりませんので、ちょっと確たることは言えませんが、減収になることは確かなことだと思っております。

また、今年度の予算につきましても、今回は補正しておりませんが、3月あたりまで減額補正となるかと思っておりますので、個人町民税ですね、そこら辺につきましてはまた減収になるかと思っております。24年度も同じような傾向でございまして、ちょっと数字の方ははっきりこちらで今持ち合わせておりませんが、個人町民税で予算の方で大体前年比7%ぐらい減で一応今は思っておりますけれども、あと固定資産税の方も9%ぐらいは落ちるのではないかと、そのような感じで思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今、税務課長が住民税で7%減、固定資産税で9%は減るだろうということですが、これは早晚、遅かれ早かれ、来年度予算を編成しなければいけないわけですね。そのときには、税収予測がなければ予算編成もくそもないので、いつごろこれができるのか教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

税務課長（坂本隆雄君） 予算としては、今月1日に企画財政課の方に上げてはございますけれども、ヒアリングは20日にございまして、それで調整いたしますので、その時点ではまだヒアリングの状態でございますので、はっきりそこら辺は確たる金額はちょっと言えないような状況でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 続いて、企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 平成24年度の当初予算の編成でございますけれども、スケジュールの概要を申し上げますと、今月の月初めに各課からの予算要求を締め切っております。再来週20日の週だと思っておりますけれども、その週に各課の予算につきましてヒアリングを行います。それから、財政課の課内で査定をしまして、年が変わりまして1月の半ば過ぎに町長査定を受けまして、1月中には取りまとめを行いたいと思っております。

例年どおり、議会議員の皆様方には、2月の20日前後に予算の内次会ということで新年度予算をご説明申し上げる予定でございます。それから、3月の定例会の方に提案申し上げますので、ご審議をいただくということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） はい、わかりました。

今の話をまとめると、一般予算の総額は幾らになるかまだはっきりわからない、それは各課のヒアリングで積み上げていって、来年の1月中旬あたりには大体形が固まるだろうという話でしたね。

はい、わかりました。いずれにしても、来年度予算は今、税務課長が言ったように、非常に厳しい、住民税が7%、固定資産税9%、予測ではこのくらい落ちるだろうと、この予測を上回ることも可能性としては、大震災におけるさまざまな優遇措置によって、さらなる落ち込みがあるかもわかりません。そこで伺います。

この減収分についてはどのような財源手当を考えているのか、あるならばお聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 予算の財源不足につきましては、予算の方が固まっておりますけれども、予算不足につきましては守谷議員のご指摘にもありましたとおり、特定目的基金、あるいは財政調整基金を充てて事業の実施につなげていきたいと思っております。

また、臨時財政対策債につきましては、県の方の認可といたしますか、承認をいただきますので、それにつきましては、それでもなおかつ予算が不足するようであれば、その臨時財政対策債の活用も考慮しなければならないと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） やはり不足分については、基金の取り崩しと臨時財政対策債に頼るしかないというお答えですね。これが、不足が多くなれば、額が多くなればなるほど、この穴埋めのために使うお金、基金取り崩し、それから、臨時財政対策債の発行額もふえ

る。こういう悪循環の中に陥っているわけです。これを経済用語で負のスパイラルといいますね。

ですから、利根町は負のスパイラルから脱出できない状態にもがいているわけです。冷静に見ますと、だから、先ほど町長が言ったさまざまな指数を見ていくと、利根町はほとんどゼロ、ゼロ、ゼロ、問題ないと言っていますが、僕は逆だと思っています。

そういう見方もある。しかし、逆の見方で、現実としてふえているのではないかと、減ってはいないので。こういう認識をぜひ町長に持っていただきたいのですが、町長、いかがですか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 税込、固定資産税、町税、これは減るといって、どんどん経済人口、働いている方が定年になって高齢化率も30%を超えましたし、これからはそういう点で、先ほども申し上げましたとおり、歳出の削減等にも努めなければいけない。それと、税込というか、歳入の確保も図っていかねばならない、これからは今まで以上に厳しいような財政状況になるかと思っておりますので、気を緩めることなく、来年度ばかりではなくて、5年先、今5年計画で大枠の事業の計画を立てているのでありますが、そういうものも慎重に検討していかねばならないと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 町長も財政が非常に厳しい状況にあるということは、今認識されたようですけれども、そして、歳入歳出、それぞれ歳入はふやし、歳出は減らすということ、さらに一層努力しなければいけないという答えをいただきましたが、私が感じているのは、この利根町というのは、歳入増に関しては非常に世間一般的な地方自治体が行っているのと全く同じことをやっているのですね。

それはどういうことかと言うと、歳入増を企業誘致によって図ろうということ。これはどちらかと言うと他力本願の最も安易というか、楽な方法で、その分多くの地方自治体がこの方式を取り入れて、一般的に企業誘致をみんなどこでも財政難になると、日本じゅうの地方自治体みんなやっていますよ。ですから、自治体間の企業誘致競争が非常に激化して激しくなっています。有利な条件、例えば広大な土地を持ち、高速道路や港湾な空港といった交通インフラに隣接しているとか、自然条件、その他の条件がすぐれているという特色を持つ自治体が勝ち残っています。

では、利根町はどうなのでしょう。

この企業誘致競争に関して、利根町は有利な何か条件を持っているかと言うと、ないんです。残念ながら交通インフラに恵まれてはいません。利根町が持っているすぐれたものは、自然環境以外はないんじゃないかなと、私は思っています。

ですから、歳入増を図る方法として、他力本願ではなくて、自主自立の精神でさまざまなアイデア、創意工夫などの努力を積み重ねて成功した自治体もたくさんあります。私は

その例として今までたくさん挙げてきました。この一般質問の中でも成功例をたくさん皆さんにご紹介しました。

その一端を紹介しますと、米づくりで日本一になった魚沼コシヒカリ、これも町と県が非常に努力したんです。それから、葉物ビジネスで日本一になった徳島県の山奥の町の上勝町、それから、島根県隠岐島の隣の離れ小島に海士町という海産物ビジネスで町おこしをして、今、Ｉターンで若者たちがたくさん集まって黒字になった町があります。これは海士町です。

最近では上勝町と同じ徳島県ですけれども、ここの山里の町に神山町という町があるんですよ。知っている人は知っているかもしれませんが。これインターネットで非常に有名な町です。何やっているか、東京のＩＴ産業が何社、今僕が知っているのが３社ぐらい行っています。何やっているのか、古民家を改造して、それをサテライト、ＩＣのサテライトですね、発信基地にしているんです。なんでそんなことやっているの、環境がいいから、自然がすばらしいから、それとも一つ、光のネットワークがある。これで、東京でビジネスをするよりもそっちでやった方が地価も安いし、働きやすいし、環境もいい、常日ごろ山里の景色を見ながら、心が癒されながら仕事をやるというので若者が喜んで行くです。それから、地元の人も今そこで仕事をやっています。雇用もふえています。大変今話題になっている町です。この神山町、これが新しいスタイルのＩＴ産業の町として新しいビジネスモデルになって発展しているのですね。

これはなぜか、みんなその町の人々が自主自力の努力をしているのですよ。頑張っているんですよ。そういうところが成功しているのです。

だから、私の利根町もそろそろ他力本願の企業誘致一点張りの重点主義をやめまして、たくさんの有能な人がいるのだから、そういう企業誘致から脱却して自主自立の精神で独創的なアイデアとか創意工夫を駆使して、新しいビジネスモデルを構築したらどうですか。何かそういうことを考えられないのですかと思いますが、町長、この点に関していかがですか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 新しいビジネスを町としてやって、それを歳入につなげる、それができれば、これは一番いい方法かなと思っております。

守谷議員ご存じのとおり、利根中学校跡地にはタイケン学園という４年制大学も来ましたし、東文間小学校跡地にも、福祉施設ではありますが、活用したいという申し込みがあります。自主自立でやるしかございませんので、今後も皆さんのご協力をいただきながら、またご理解をいただきながら頑張っていきたい、このように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） ５番守谷貞明君。

５番（守谷貞明君） 町長もできれば、今言ったような日本のマスメディアや新聞で話題になるような、利根町から発信できる、何かそういうすばらしい町おこしができればいい

いなと、町長も心の中で思っているでしょう。ただ思っているだけではだめなので、そういう人を集めて、そういうシステムをつくって、何かそういうことを立ち上げるような努力をしないと、一步踏み出さないとだめなんですね。ですから、他力本願で企業誘致ができれば、それはそれにこしたことはない、楽でそんないいことはないんだけど、片方でそういう努力、自主自立をする努力を地道に続けていただきたい。これは私からのお願いです。僕らもできるだけそれに対してはご協力していきたいと思っています。

それでは、財政健全化のもう一つの柱、歳出削減についてお伺いします。

ことしは去年よりも税収が落ち込むということが予想されるわけですから、なお一層の例年に比べて歳出削減が必要になります。

そこで、私は常日ごろから一般質問で何回か言っているのですけれども、まず利根町の歳出の中で最大のウエートを占める人件費、これは議員歳費も含めてですが、そこに手をつけざるを得ない、もう時期に来ているのではないかと思っているのですよ。それで、これは何回か一般質問の中でも提案しています。まず、議員みずから身を削ろう、隗より始めよということで、僕は年俸制を見直して日当制にしたらどうかと、常日ごろから思って、それも何回かお話しています。

なぜこんなことを言うかと言うと、アメリカやヨーロッパの小さな地方都市、利根町と同じような規模、財政規模の町では、議員はみんなボランティアなんですね。ほとんどがそうなんです。大体人口が二、三万人、税収五、六十億円、そういうところの議員は日当制。どのくらいかと言うと、都市によって多少差があるんです。低いところは40万円ぐらい、高いところは80万円ぐらい、ストックホルム、スウェーデン、そこだと80万円ぐらい、これパートタイマー議員といいますけれども、弁当代と交通費ぐらいしか出ないです。

利根町の場合、50億円前後の税収で8億円前後の赤字にあえいでいる、こういう財政基盤の脆弱な町で、私はまず議員みずからが年俸制を改めて日当制にしたらいんじゃないかと常日ごろから思っています。私と同じ考えを持つ仲間もふえまして、高橋一男議員や花嶋議員も同じような志、そういう方向で少しでも町の財政に寄与できればいいんじゃないかなと考えています。

そこでお伺いしますが、人件費をそろそろ見直す時期に来ていると思うのです。例えば国会でも、今、民主党政権が言っているのが公務員制度を改革して7.8%下げる、今臨時国会できませんでしたから、1月、年明けの定例会の冒頭でそれを成案化するという話が出ています。そういうこともあります。この件について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 人件費については、今、ラスパイレス指数でいきますと、茨城県44市町村で32番目ということで、一人一人の給与、これはそんな高いような状況ではございません。

あと、問題は人数ですね。人数が今は162名おりまして、これも単年度、短期間の予定では一遍に削れませんので、今後、平成32年ごろにまでには定年退職者、私の頭の中にあるのは約50名くらいの退職者が出るということで、そんな中で大卒の人数ですか、大卒の人数は調整していかなければならないなとは思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今、町長も人件費については悩まれている大きな問題の一つだということ素直におっしゃっていただいて、私もそのように思っております。

今度は具体的な削減策、人件費についてはそう簡単には、きょうやってあしたから効果があるというものではないんだけど、長期的な観点に立ってしっかりと慎重に進めていただきたいと思います。

今、利根町で私自身が問題だと思っているのは、箱物公共施設の維持管理ですね。これを徹底的に見直すことが必要だと思っています。まず、これは何回もお話しています。

それから、ことしの9月の決算審査特別委員会でもお話ししましたが、歴史資料館、これは生涯学習センターのわきにある施設です。今年度の予算252万4,000円が計上されていて、去年は223万2,800円が決算で支出されたと報告されています。

そこで伺いますが、展示物の保護のために、この施設では温度、湿度等の管理のために幾らぐらい経費をかけているのですか。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） 今のご質問にお答えします。

金額的にはちょっとわからないのですが、とにかく町の歴史とそういう大切なもののために運営しているということをご理解願いたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 全然答えになっていないですね。そんなの当たり前じゃないですか。貴重な歴史遺産を守るのを一生懸命やるのは、これはどこがやっても当たり前の話で、僕が聞いているのは、そのために特別に温度管理、湿度管理のための設備をつくって管理しているんですか。していなければしていないとはっきり教えてください。使っていないのなら使っていないでいいですよ。本当のことを言ってください。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） その保存、守るためにそういう湿度及び燻蒸、並びにそういうものを行っております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） ということは、そういうことはしていないということですね。

この資料館、1年間の去年の入場者を私調べましたら628人ですね。628人が入場していて、そのうち150人近くが小学校の生徒がみんな社会科見学で来ているのです。それ以外が一般の入場者。ということは、引き算すると470人くらいの人しか一般者は入っていない

いということになるんです。

これを入場者1人当たりどのくらいの経費がかかったかというのと、3,555円かかっています。これは文化活動なので一概には金額の多い高いで割り切れないと思いますが、でも1人当たり3,550円の維持管理がかかっている。これ高過ぎますよね。そこで、これは前にも決算のときに言いましたが、思い切って資料館を廃館したらどうですかと提案しましたよね。あそこ、ただ置いてあるだけなんですね。

あそこは、まず場所が遠い。生涯学習センターまで行くのが大変。薄暗くて、中へ入るとカビ臭い、それであと何かちょっとほこりがかかったようなショーケースにだっと置いてある。僕は何回か見えています。もうちょっとした展示の仕方はできないのだろうか。

そこで、前に提案したのが、この役場のエントランスホール、下にきれいなプラスチックもしくはガラスのショーケースを置いて、そこにだっと置けばいいじゃないですか。そして、ちょっと乾燥しては困るものについては、コップに水を入れて端っこの方に入れる、これ、昔どこでもやっていたこと、そうすると、役場に来た人がついでにみんな見られるのですよ。その方が、はるかに人がたくさん見てくれる。

それから、そういう展示物の保護にもなるんですよ。ちゃんとショーケースに入れて湿度を保つためには、コップに水を入れて角におけばいいです、端っこの方に。今何もしないでほこりかぶって置いてあるんですよ。

さらに、私が言っているのは、さらに保護のためにもなる。人もたくさん来る。そして一番いいことは250万円という予算が浮くのです。こんないいことないじゃないですか、なぜやらないのですか。なぜやらないのですか。これ9月に言っていますよ。お聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） その件につきまして、9月のときに守谷議員の方から指摘されまして、先月、資料運営審議会を開きまして、今後の運営についてお話を伺いましたところ、現在そのまま保存に力を注いで、今後は運営の方法も幾らか変えていかなければならないのだろうということで、その結論は出ませんが、とにかく今の状態で民俗資料館を維持していくという考えがこの間の審議会でも出ましたので報告します。

議長（五十嵐辰雄君） 守谷貞明君に申し上げます。

ただいま生涯学習課長が答弁した範囲でございまして、それ以上については守谷議員の質問の趣旨を超えておりますので、質問の趣旨以上でございまして。

5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 要は、今の現状維持でやるという答えですね。わかりました。

改善、改革に対して全く意欲がないということ承っておきます。

利根町、今、財政的に大変なんですよ。この250万円も大きなお金です。一言つけ加えます。

次に、公民館、図書館についてもお伺いします。

これは担当は伊藤教育長なのでしょうけれども、伊藤教育長の話は結構です。彼は前に、民間に移管すると、我々職員がやるよりもっとたくさん金がかかって赤字になるなんて、とんでもないこと言っているんですね。

日本で1,350カ所も民営化して成功している例がたくさんあるにもかかわらず、例外中の例外、不成功の例を持ち出してきて、こともあろうに大変不謹慎なことをおっしゃっているのです、僕はあきれ返って物も言えない、全く改革に後ろ向きの人だと思っていますので、彼の答弁は結構ですから、町長にお伺いします。

これは何度も質問してきたことで、町長もご存じでしょうけれども、公民館と図書館に役場職員が4人ずつそれぞれ8人いるんですよ。これは何回も聞いています。この人たちの正確な人件費を僕は何回か聞いたのですが、もらっていないのはっきりわからなかったのです、大体のことしかわからないのですが、年収1人700万円としますと、年収600万円か700万円かかると思うのです。8人だと5,600万円前後になると思うのです。この人件費のほかに維持管理のためのランニングコスト、大体2,000万円近くがそれぞれかかっていますので、両方合わせると9,000万円を超えるお金が出ているのかなと思います。

きのうも白旗議員の質問にもあったけれども、利根町にたくさん優秀な、有能な人材がいるんです。そういう人たちにぜひご協力していただいたらどうだと、シルバー人材センターやリ・スタート講座に登録している有能で意欲ある人たちに、ぜひこの図書館や公民館でお手伝いしていただければ助かるなと思って、仲間が何人かいるので話を聞きました。ぜひやらせてほしいと、あの程度の仕事だったら我々みんなのできるんじゃないかと言っている人がたくさんいるんですね。

ですから、最初は全員取りかえるといろいろ問題があるかもわからないので、館長を1人ずつ職員を残して、それ以外の3人の方は役場に帰っていただいて人材不足のところに行けばいい、適材適所でやってもらう。そしてシルバー人材センターやリ・スタートの人たちからそれぞれ3人ずつ、計6人が行けば、人件費は半分以下になります。ランニングコストはどんと減ることができるんです。なぜそういう創意工夫をしないのか。サービスの質も落とさずスムーズに運営ができるようになるまで、館長として残った職員が新しい仲間を、リ・スタートやシルバー人材センターから来た人たちと一緒に頑張って努力していけば、こんないいことはない。しかも、町の財政にとっては非常にありがたいことにランニングコストが下がるんですよ。伊藤教育長、にやにやしていないで、あなた本気で考えてよ。財政何も考えていないんです、あなたは、今までどおりがいいなんてばかなことおっしゃっている。

ですから、ぜひこういう形で、町にいるたくさん有能な人が、意欲のある人もいますよ。そういう方々にとりあえず、特殊な技術や特殊な法律的な知識がなくても務まるこういう分野から、まず協力をしていただくというシステム、第一歩をつくったらいかがで

すかと僕は何回も、これは利根町の長い目で見れば、財政に非常に貢献してくれるんです。行政コストがどんと下がるんです。なぜこれをやらないのか、町長の考えをお聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） ただいまの守谷貞明君の質問は、本日の質問の通告の範囲を超えております。

〔発言する者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） ご静粛に願います。

自席からはご静粛に願います。

もう1回申し上げます。守谷貞明君、ただいまの質問は通告の範囲を超えております。

5番守谷貞明君、もう一度質問してください。

5番（守谷貞明君） 財政再建について、これだけのお金を、行政コストを削減できるんじゃないですかということを言っているんです。財政健全化の話の一つですよ。

10番（若泉昌寿君） 教育長は要らないと。

5番（守谷貞明君） では、教育長でいいです。話、はい、どうぞ。しょうがない。

議長（五十嵐辰雄君） 守谷貞明議員に申し上げます。本会議の席上でばかとか何とかという言葉、これは常軌を逸しております。

5番（守谷貞明君） ばかばかしい話しかしないからって話したんですよ。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） それでは、お答えしたいと思います。

守谷議員の言っていることはよくわかります。私も利根町議会の広報紙にそのようなことを載せて、住民の方にお知らせしてあります。言っていることは、もう一度繰り返しますけれども、利根町の役場職員は人手が足りなくて忙しい。公民館と図書館にそれぞれ4人、計8人の職員が働いていると。指定管理者を導入すれば、有能な8人が人手不足の職場で即戦力として活躍して仕事の能率もアップします。確かにそうです。

利根町役場の職員、大変忙しいです。8人ほかに適材適所に回せば、皆さん喜ぶと思います。そのとおりです。

指定管理者の目的は、民間のノウハウを生かして住民のサービスを図るということだったです。確かにそうです。民間のノウハウを生かすと、あわせて、経費を削減することで、このようにっております。

この守谷議員の言っていること、考え、指定管理者を導入したとします。改革というのは非常に痛みが伴うのです。このしわ寄せがどこに来るかということをお考えになっているのでしょうか。実際に指定管理者を応募します。そのときに指定管理者は企業またはNPO法人、あるいは団体と、個人はできません。その方々に依頼したところ、実際に経費を削減するのでから公民館と図書館では収益が、実際に今、社会教育に従って利益が約150万円ほどしかございません。その150万円から、つまり一部経費としてとって、そうす

ると実際にその人たちに、例えば今と同じ数の8人を指定管理者としてした場合に、実際に1人に対する給料は1カ月1万5,000円程度、それで実際にやっていけるのだろかということなのです。

運営費の一部も含めて、ですから、これで実際に指定管理というのは本当に継続的に、今のサービスを落とすことなくやっていけるのだろうかという疑問が思います。

実際に、今、東文間公民館と文間公民館では指定管理者を受けています。前の白旗議員の質問とも重なるのですが、あそこに150万円の200数万円の委託料を外せという。ということは20万円の委託料で指定管理者をやれということになります。20万円の指定管理者で果たして指定管理が受けてくれるのだろうか、そういった問題がございます。

私たちはできるだけ、そうやってやりたいと思うのですけれども、なかなかそういう難しい面がございます。まず、その組織を変えなければならないです。社会教育法のかぶりをとったり、図書館法によって、図書館では利益が上がらないです。やはり指定管理者がやっていけるような、そういった方法も我々は考えてあげないと、それは継続的にはできないのではないのでしょうか。そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今の伊藤教育長の話は、話のすりかえ、非常にお上手ですね。

では、なぜ職員、一般職員4人であんな高い人件費を使っているんですか。そこが抜けているんですよ。致命的なことが抜けています。そのコストはどこに行っているんですか。

それに比べれば、私が言っているのはシルバー人材センター、リ・スタート、この人たちにNPOのグループをつくってもらって、そこに任せばいいだけ。個人にはできないといたらそうすればいいだけ。創意工夫、幾らでもできるんですよ、やる気になれば、あなたにはそれがいいだけ。

個人にはできない、できるんですよ。そういう形にすればいいだけの話。だから、あなたのやる気が、本気があれば、そういうふうにしてくださいと、そうしたらこういう発注ができますと。

そして、今、ここで8人の人件費幾らですか。それ以内の中でやればいいじゃない、その中の1人分ぐらい使えば、任せばいいじゃないですか。何を言っているんですか。まあ、このことはいいです。

要するに、こういう公共施設、箱物、こういうものに対してどういうふうにして行政コストを下げていくかということが非常に大切なんですね。その際、やはり前例踏襲だとか、横並び意識、よそがやっていない、それから、法解釈上無理だというようなことで、すべてブレーキをかけてしまうのですね。

そうでなくて、できるようにするにはどうしたらいいんだと、その壁をぶち壊してもう一步前進するにはどうしたらいいんだと、なぜ考えないのですか。

皆さん、ほとんど先に言いわけが、できない理由をいっぱい持ってくるのですよ。永遠

にできませんよ、その考え方だと、私はその考え方は改めてほしいから言っているのですよ。これが大きな改革の壁になっています。ぜひそういうことを、今後は職員の方、伊藤教育長、みずから例えば教育問題で随分むだなお金が使われています。コンピューターの件もそうですよ。あなたの責任範囲ですよ。

いいですか、そういうところできちんと、もっと財政等をよく考えて業者に発注してください。むだがいっぱいありますよ。いいですか。ですから、そういう言いわけと、それから、今までと同じようなやり方で業者に発注するやり方、ぜひ改めてほしい。これが利根町の財政比率を守るために非常に大事な意識改革の一つです。

次に、もう時間がなくなってしまったので、ごみ問題を駆け足で、聞きたいこと全部は聞けないかもしれないので、次回に回すしかないかなと思いますが、ごみ処理問題について、昨年、改革案を出されましたが、議会で否決されました。その後、1年数カ月たっていますが、今現在どのような見直し作業が行われているのか、担当課長、よろしくお願ひします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、ごみ処理問題についてのご質問にお答えをいたします。

昨年、一般廃棄物処理手数料の見直しに伴う条例改正案については、住民への説明が不十分である、また生ごみ等の堆肥化など必要な施策を行ってからするべきとのことから、否決されたと思っております。

そうした結果となったため、否決後の流れとしましては、生ごみ等の堆肥化の方向性を定める有機物循環型社会形成基本計画（案）を策定し、その案について住民説明会を各地区で行う予定でございました。

この有機物循環型社会形成基本計画（案）は、環境対策課だけでなく、さまざまな分野に及ぶことから、まず、昨年11月には基本計画策定検討委員会要綱を定め、関連課長が委員となり、これまで3回の議論を経ていますが、まだでき上がっておりません。

その理由としまして、東日本大震災による事故由来放射性物質の問題があります。

この基本計画については、簡単に言えば、もみ殻・米ぬか・落ち葉・剪定枝・生ごみなどの有機物を堆肥化し土壌に還元することにより、生態系の改善を図るというものでございますが、これらの有機物が放射性物質に汚染されている場合、被害を拡大・拡散してしまうおそれがございます。そのため、今回購入した食品放射能測定器により、これらの現状分析等を行っているところでありまして、計画の見直し段階でございます。

また、生ごみの問題につきましては、電気式生ごみ処理機の貸し出し事業を10月から始めております。議員ご承知のとおりだと思います。現在、8人に貸し出しを行い、その先も予約済みの状況で、今後の推移により貸し出し期間、貸し出し台数などの見直し等を行いたい、そのように考えております。

事故由来放射性物質の問題もありますが、ごみ処理問題については、今後も生ごみ対策

を中心に検討、見直しを行うとともに、住民の方々のご意見等をお伺いしながら、対策を進めていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今、町長の言ったことよくわかります。放射線の問題が出てきましたので、その分、おくらしているということですが、いずれにしても前回は、このごみ条例の改正が議会を通ったら住民説明会をしますというお話でした。今度は、それは順番は逆だということで、僕らは強烈に反対したんだけど、事前にできるだけ多くの住民説明会をぜひ開催していただきたい。そして住民の声をもとに条例改正（案）の中身、それを反映して、それを議会に出していただきたいという順番、手続を踏んでいただきたいというのが一つのお願いです。

それから、もう一つ、私からのお願い、去年の場合は、出してきたときには、これは主な目的の一つに、循環型持続社会形成のためにごみの減量化を目的としているんだと、そういう目的を立てていたにもかかわらず、私から見れば大変お粗末な改正（案）。なぜかという、減量化の目標数値が全体量の3%なんですね。何でこんな低いのと、どうせやるなら5年計画で毎年10%、5年後にはごみが現在の量の半分まで落とす、そのぐらいの高い目標設定値を据えてかかっていたいただきたい。なぜ最初から3%なの、こんな低いところに目標を置くの。高いところに置いてくださいよ。高いところに置いても、そのとおり実現できるということは、ごみ問題についてはほとんどないんです。非常に時間がかかるんです。だから、目標は高く、それでも時間をかけて、その7割から8割、例えば3割削減できる、4割削減できれば大成功だというぐらいの高い目標値をぜひ、目標値を高いところに据えていただきたいので、3%なんていうせこいというか、言葉は悪いけれども、低過ぎる目標値でなく、高い目標値に変えていただきたいと思いますが、お考えを、もう時間がないのでお願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 守谷議員のご質問にお答えします。

今、3%目標が大変小さいということでございますが、9月からいろいろごみの減量化ということで、環境対策課で動いております。できるだけ守谷議員のおっしゃったような、減量化のパーセントの割合をもっと高く持ちながら作業を進めてまいりたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で守谷貞明君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時06分休憩

午後3時20分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告者、3番船川京子さん。

〔 3 番船川京子君登壇 〕

3 番（船川京子君） 3 番船川京子です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。安心・安全のまちづくりにおける情報管理についてお伺いいたします。

3月11日の大震災以降、多くの町民の皆様から寄せられた防災無線の聞こえ方の地域格差をなくしてほしいとの声に対して、担当課の皆様には改善努力をしていただきました。

また、防災無線の内容など、町からの情報を希望者に対して携帯電話などにメール発信をしてほしいとの声にもこたえ、現在、準備に取り組んでいただいていることと思います。先日その旨を手話サークルの方々にもお伝えいたしましたところ、大変に喜ばれ、多くの町民が一日も早いメール配信のスタートを心待ちにしております。

しかしながら、一方で、携帯電話などをお持ちでない方、もしくは持っていてもメールをされない方など、防災無線の内容を正確に受けとめられない住民がまだまだ多くおられます。それを少しでも解消するために、電話をすれば防災無線の内容などを音声により常時確認できる音声自動応答サービスの導入を望む声が寄せられています。このサービスがあることで、安心・安全のまちづくりにおける情報管理システムの大きな一助になると思います。そこで次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、現在取り組んでいただいているメール配信サービスは、いつごろから開始される予定でしょうか。前回の定例会にて、町長から答弁をいただきましたとおり、平成24年4月からの開始となる予定でしょうか。

2点目は、防災無線の内容など、電話をかけることで確認できる音声自動応答サービスの導入についての町の見解をお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 船川京子さんの質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔 町長遠山 務君登壇 〕

町長（遠山 務君） それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

安全・安心のまちづくりにおける情報管理ということで、現在取り組んでいるメール配信サービスはいつごろから開始予定かとのことですが、この情報メール一斉配信サービス事業については、ことし10月でございますが、平成24年度以降の事業として、向こう5カ年事業計画に位置づけしたところでございます。

11月17日には、特に配信項目が多いとされる学校教育行政部門におきまして、情報メール一斉配信システムのデモンストレーションを実施するなど、配信サービスの準備に取りかかったところでございます。

このように、メール配信サービス開始に向け、既に事前準備に入っているところでございますが、実施に向けては、関係機関との連絡調整や実際に配信する項目の設定検討、そして業者との契約後、4月上旬になります。職員のシステム操作の技法習得の機会など

も必要となります。

こうしたことで準備に要する期間も必要となりますことから、前回、9月定例会でも船川議員のご質問にお答えしましたとおり、遅くとも5月1日からの運用開始を目指していきたい、そのように考えているところでございます。

次に、音声自動応答サービスについての町の見解についてということでございますが、この音声自動応答サービスは、防災無線の放送内容がよく聞き取れなかった場合や、放送内容をもう一度確認したいときなどに、放送と同じ内容が電話をかけることにより、その内容が確認できるシステムでございます。

音声自動応答サービスは、情報を繰り返し聞くことができるので、情報を取得する手段の一つとして大変有効と考えられ、システムを導入する自治体がふえております。

情報伝達の手段としまして、現在、防災無線を使用しておりますが、その中で聞こえ方、要するに聞きにくいということですね、そういう問題ということもありますので、そういうことが住民の皆様からもさまざまなご意見を頂戴しているところでございます。

このような状況の中で、防災情報だけの発信ではなく、町のさまざまな情報を必要とする方に提供するメール一斉配信サービスを来年度から導入開始し、少しでも多くの方に情報を提供しながら、こうした問題を払拭していきたいと考えておりますので、船川議員ご提案の音声自動応答サービスについては、貴重な提案として受けとめさせていただきたいと思っております。

また、災害時には、混線等、電話の通信回線の使用状況により、有効に機能しないことも想定されますので、今後の情報伝達の一つとして調査をさせていただきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今、町長の方から、調査をさせていただくという答弁をいただきました。この音声自動応答サービスに対して、るるご説明をいただいたのですけれども、確におっしゃるとおり、いざ災害時になったときには、本当に混線をして有効な働きができない、そういった欠点もありますが、前回も申し上げましたように、この間も水道の不慮の事故がありましたように、通常の中で起きるさまざまな出来事に対しては、大変に有効なシステムではないかと考えます。また、携帯を持たないお留守番の小学生、携帯を持っていてもメールをされないご年配の方、また視力の弱い方などにとっては大変有効なシステムではないかと思っております。できましたら、前向きに検討していただければありがたいかなと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。手話通訳導入についてお伺いいたします。

先ほど手話サークルの方たちが、町からの情報をメールで受け取れることに大変喜ばれていると申し上げました。さらに、本年10月1日に行われた社協まつりの際には、町長のごあいさつに手話通訳がつき、町長の思いや話の内容を、障害の有無にかかわらず、会場

の皆様にお伝えすることができたのではないかと思います。

また、同じく2月に開催されました人権問題講演会にも手話通訳がつき、参加できてよかったとの声が聞かれました。しかし、本年8月に行われた放射線に関する講演会には、手話通訳をつけていなかったために、参加したくてもできなかつたと、とても残念そうな声が聞かれました。

さらに、昨年6月に行われたごみ処理問題住民説明会の際にも手話通訳をつけていなかったために、やはり参加を見送らなければならない方たちがおられました。バリアフリーのまちづくりの観点からも、町民の生活に直接影響するような内容の講演会、また生活に密着した問題をテーマとする住民説明会等にはぜひとも手話通訳の導入をすべきであると考えますが、町の見解をお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、手話通訳導入についてのご質問で、講演会や住民説明会等で手話通訳を導入すべきではないかのご質問にお答えをいたします。

町としましては、講師または説明者の了解を得た上で、必要に応じて財団法人茨城県聴覚障害者協会に手話通訳士を依頼しているところでございます。

町が主催する講演会の開催に当たっては、誤った講演内容の伝達や誤解を招く説明等を避けるため、公的資格である手話通訳士として登録されている方の派遣を依頼しております。

しかし、講演内容によっては、話術や話芸を用いた講演や、専門的説明会等の場合には、手話通訳が難しく適さない場合もあるかと思います。そうした場合には、手話通訳の導入を見合わせる場合もございます。

町が主催する講演会及び住民説明会等においては、各担当課での必要性を十分考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

ちなみに、財団法人茨城県聴覚障害者協会の公的資格を持った手話通訳士を90分お願いすると、もろもろの経費等で約3万円かかります。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 専門的なことになると誤った伝達があつてはいけない、そのことはとてもよく理解できます。ただ、先ほども申し上げましたように、ごみ処理問題のように、本当に消費者の生活に密着したような問題をテーマとするような住民説明会、たしかこのときは質疑応答の時間も設ける、そんな内容のお知らせがあつたかと思います。

今、担当課の方でというお話がありましたけれども、この手話通訳をつけるかどうかの必要性というか、手話通訳をつけるという判断をされるのはどこの箇所でしょうか。最終的には町長だと思いますけれども。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） 判断をするのはだれかということでございますが、先ほど町

長が答弁しましたとおり、その講演内容によってということでございますので、その講演を開催するのは、基本的には町長でございますが、各担当課長が必要に応じて手話通訳士を派遣してもらうということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） それでは、例えばごみ処理問題とか、今度は水道も広域に入るようになるかと思えます。こういった生活に密着したテーマ、例えば水道でしたら、水道の説明会があるときには、水道課で住民説明会を行う場合には主催をされるということですか。水道課で手話をつけるとしたら、申請をするということですか。

議長（五十嵐辰雄君） 順を追って答弁をいたします。

環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 船川議員のご質問にお答えします。

ごみ処理問題の説明会、または8月にございました放射線等の講演会、実際ご指摘されて、今初めて手話ということで、ああ大変なことをしてしまったなど、手話の方でそういう方がおられたということがあったということなので、そういう町全体の説明会には手話をつけるべきかつけられないべきか検討して、つけた方がいいという場合には、手話の方を頼んでそういう講演会などを行ってまいりたいと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 水道課長福田 茂君。

水道課長（福田 茂君） とりあえず水道課の方では、住民説明会というのは予定しておりませんのであれですが、やはり担当課の方で、手話通訳の方はつける、つけないは担当課長が判断すべきだと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ありがとうございます。

手話通訳のことがしっかり皆様に認識していただけたと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。5歳児健診の推進についてお伺いいたします。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により市町村が乳幼児に対し、ゼロ歳、1歳半、3歳を対象に行います。その後は教育委員会による就学前健診になります。しかし、厚生労働省の軽度の発達障害児に対する気づきと支援のマニュアルにもあるように、この2年から3年の期間の開きが、子供の健全な発達に重要な意味を持っています。それは、先ほどの発達障害を見逃してしまうことです。

厚生労働省による平成18年度の調査報告によれば、5歳児健診を受診した児童のうち、軽度な障害の疑いがあると診断された児童の割合は、鳥取県で9.3%、さらに栃木県では8.2%という結果になりました。ところが、疑いがあると診断された児童の半数以上が、3歳児健診では何も指摘はされませんでした。この報告書の結論として、現行の健診体制

では十分な対応はできていないとしています。

早期発見、早期療育の開始が重要であるにもかかわらず、見逃してしまう可能性があり、対応がおくれると、それだけ症状が進むとも言われています。

年中児を対象として行う5歳児健診は、個別に面接しているときにはあらわれにくい問題点が、幼稚園や保育園などからの情報入手も可能となり、集団に入ってから様子を加味して判断することができます。3歳児ではまだ個人差が大きく、発達経過の中の問題であるのか、軽度の発達障害から来ているものなのかの判定は難しく、3歳児健診の時点では、その特徴は見えにくいとされています。

また、先ほども申し上げましたように、5歳児健診は年中児であるため、就学までに1年以上の猶予があり、その間に家族の理解、本人への療育、さらに就学援助などを行う余地があるという絶妙な時期ではないかと思えます。安心して子どもを育てられる環境づくりは少子化対策の一環でもあります。この医学的にも5歳までの健康観察が、その後の発達に大きく影響すると示されている5歳児健診の実現を願うところでありますが、町の見解をお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

5歳児健診の推進についてということでございますが、5歳児健診につきましては、発達障害の早期発見のために提唱され、試行的に始められたばかりの健診だと聞いております。

本町におきましては、20年前から虐待やいじめの原因にもなる発達障害や、育てにくい子供を早期に発見し、早い時期に療育の場につなげることに力を入れてきたところでございます。

母子保健法によれば、定められた乳幼児の健診には、議員ご指摘のとおり、1歳6カ月児と3歳児の健診がございます。1歳6カ月児健診におきましては、医師、保健師のほか心理判定員を雇用し、一人一人の発達状況を確認しております。また、3歳児健診におきましては、発達検査のほかに、問診なども強化した健診を取り入れております。

これらの健診により、再確認をしながら療育の場が必要な児童に対しては、2歳または3歳の時期から早期療育につながるような体制をつくり、実施しているところでございます。さらには、保育園や幼稚園との連携を持ち、必要な援助や情報交換なども行っているところでございます。

このように、本町では5歳児以前から早期に介入しており、それは児童が小学校に入学してから社会生活上の困難が少なくなるように、保護者への適切な支援も含めて、長い支援期間が必要とされるからでございます。

今後、5歳児健診の導入を考える上では、健診自体も専門家が少なく、過剰診断や過小診断も見られると言われていることなどから、困難さを伴う点や、発見後の教育体制との

連携など、検討しなければならない問題は数多くあり、慎重に検討していかなければならないと考えております。

以上の観点から、現時点におきましては、5歳児よりも1歳6カ月児及び3歳児健診に力を入れ、早期発見、早期支援を充実させることが最善の方法であろうと、今の時点では考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今、1歳と3歳に力を入れるという答弁をいただいたのですが、先ほど申し上げましたように、3歳ではなかなか見つかりにくいという、この見逃しをなくすための5歳児健診だということを認識していただきたいと思います。

なぜならば、3歳では、例えば私の息子も、ご存じの方もいらっしゃいますけれども、双子でした。そうしますと、未熟児で出産をいたしましたので、2,000グラムにも満たないような小さな体で産まれてきてくれました。

1歳半健診の時点では、本当に歩くのもおぼつかないような発達経過でした。3歳時点では、女の子たちがお母さんと楽しそうに会話をしているにもかかわらず、うちの子は単語の羅列程度の意思の疎通しかできませんでした。でも大変に心配をしましたが、それは発達経過の中での問題でありました。幼稚園の先生には大変にお世話になり、今も感謝の思いであります。ですから、今この町長がおっしゃった1歳と3歳の充実、それはもちろん大変に重要なことではありますが、5歳児健診をご検討いただきたい趣旨とは少し角度が違うかなという印象を持ちました。

この5歳児健診に関しましては、平成8年に鳥取の一つの町で始まりました。そして、その後、口コミで徐々に広がり、ことし、平成23年には鳥取県においては、町村においては健康診査、そして市部においては健康相談という形で、鳥取県全域の市町村で開始されました。

また、鳥取が発祥だったのですが、この見逃しに対する大きな意識を持った自治体が口コミでやはり同じように徐々に広がり、現在は全国的に、ゆっくりではありますが広がっております。

また、先ほど3歳児健診のお話がありました。実はこの5歳児健診の質問をするに当たり、県の職員にもいろいろお話を伺ってまいりました。残念ながら、現在、茨城県で行っている市町村はありません。今、町長がおっしゃったように、医師の確保、その他いろいろな条件から、なかなか実施をするのが難しい状況でありました。ただ、利根町でぜひ5歳児健診を一般質問で取り上げたいんだというお話をしたところ、県の職員からは、利根町の3歳児健診、1歳半健診に対する取り組みは大変に高い評価を受けていると、県にも聞こえておりますという、そういう答えが返ってきました。

今、町長がおっしゃいましたように、この利根町における3歳児健診では県にも高い評価を受け、またこの質問をするに当たり、教育関係の諸先輩の方々にも意見を伺い上げ

ったところ、やはり同じように、この利根町の3歳児健診に取り組む現場の女性スタッフの皆様のご尽力に対しては、有能さと高い評価をされておりました。同じ利根町で働く女性として大変にうれしく思いました。しかしながら、それほど有能なスタッフをもってしても、現在この見逃しが完全にゼロであるかということ、そうではない現実があります。

実際に5歳児健診を行うには、医師の確保、そのほかさまざまな条件で難しい部分があるかとは思いますが、先ほども申し上げましたように、厚生労働省でもその重要性について、支援マニュアルの中で5歳児健診がきっかけとなり早期治療ができた症例集も多く載っております。

また、就学前に発見されても、入学までに保護者の心の準備やケアが整わないケースも多々あります。現実問題として早急に取り組むことが大変難しく、高い壁があることは承知はしておりますけれども、ぜひこの5歳児健診の内容に対する研究と検討をお願いしたいと思っておりますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。男女共同参画の取り組みについて伺いいたします。

平成11年の6月に男女共同参画社会基本法が国会で成立いたしました。県でも平成14年3月に茨城県男女共同参画基本計画が策定され、本年3月には新たに茨城県男女共同参画基本計画第2次いきいきいばらきハーモニープランが策定され、積極的な取り組みが行われています。

さらに、県内各自治体のうち基本計画が策定されているところは、現在、44市町村のうち41市町村にまで広がりました。まだ策定されていない三つの町は、五霞町、河内町、そしてこの利根町です。しかし、県の職員からは、震災の影響で時期はおくれましたが、五霞町と河内町につきましては、年度内に基本計画が策定される予定ですと言われました。茨城県44市町村の中で、男女共同参画基本計画の策定がされていないただ一つの町が利根町です。

また、条例が策定されている自治体は23市町村あり、県全体の半数を超えています。県内の各自治体においても、協議会、セミナー、女性議会の開催など、意欲的な取り組みを行っているところが多々あり、重要な施策であることを示していると思っております。これらの基本計画は、男女が社会のあらゆる分野で性別にとらわれることなく、お互いの人権と個性を尊重し、みずからの生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

利根町では、平成20年に策定された第4次利根町総合振興計画第3期基本計画の中で、男女共同参画社会の形成と題し、意識の啓発と女性活動の促進が上げられています。また、協議会等の設置も検討するとあります。

さらに、同じく計画の中に地域社会の中で多様な方法、機会を通じて広報、啓発活動の推進に努めますともあります。ならば男女共同参画に対する町民の皆様の関心と理解を深めるために、必要な広報活動を町としても積極的に行うべきではないかと考えます。

以上のことから、当町におきまして男女共同参画は早急に取り組むべき課題ではないかと思えます。町の現状と推進協議会等の設置、さらに今後の具体的な取り組みについての見解をお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、男女共同参画への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

この男女共同参画社会の実現で重要なことは、男女の固定的な役割分担意識を解消して、女性の自立と社会参加の実現を図ることだと考えております。

平成19年度に行いました第3期基本計画策定時の意識調査の結果では、子育て支援対策、男女の役割分担意識に対する啓発、地域社会の男女の共同参画及び男女の平等教育の充実などの設問において、どちらかと言えば不満を含む不満足割合は、おおむね15%でございました。

このようなことから、子育て支援対策や平等教育の充実を図り、また、女性の活動の促進や審議会などへの女性委員の参加割合をふやすことで、積極的な社会参加機会を充実させるため、審議会などへの女性委員の参加割合を、平成24年度末までに25%とする目標を設けまして、現在取り組んでいるところでございます。

次に、推進協議会等の設置でございますが、現在のところ設置予定の考えはございません。

また、今後の取り組みでございますが、男女共同参画社会の実現は、男女の固定的な役割分担の意識をなくしていくことが重要なこととありますので、いろいろな機会を通じまして啓発活動を行っていきたいと考えております。

また、男女共同参画に関する町計画の策定については、次年度に策定します第4期基本計画の中に計画をボリュームアップして掲載していきたい、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今、町長から答弁をいただいたのですけれども、男女の性別的、固定的役割分担意識の解消ということが強調されましたけれども、男女共同参画社会の実現というのは、そのことだけではないのではないかと私は認識をしております。

男女共同参画社会基本法の中にもこのように国が位置づけております。「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ」、この一文から、平成11年6月23日に策定されました基本法は始まります。国でも昨年12月だったと思えますけれども、第3次基本計画の閣議決定がされていると思えます。それほど力を入れているには、この少子化対策、また高齢化に伴う介護問題等々の取り組み、また、目の前の数年の話ではなく、10年、20年、30年、50年後の日本のために重要な施策として打ち出されたものであると私は認識をしております。

今、基本計画のことで、第4期基本計画の中にボリュームアップをしてと、町長から答

弁をいただきましたけれども、男女共同参画基本計画ではなく、この中にボリュームアップという、そういう理解でいいのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

男女共同参画社会の計画でございますけれども、法律の第14条に規定がございまして、市町村は基本的な計画を定めるように努めなければならないということで努力規定になっております。今回、盛り込もうとしますのは、この計画ではございまして、町の方の上位計画になります総合振興計画の中の基本計画の中に盛り込みたいということで、先ほど町長がボリュームをアップして掲載したいということで答弁されましたが、そのようなことで進めていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 確かに今、課長がおっしゃったように、この男女共同参画における基本計画は、都道府県では義務づけられておりますが、各市町村においては努力目標と位置づけられていると認識をしております。これもやはりこの男女共同参画も同じように一般質問をするに当たり、県の職員にお話を伺いましたところ、先ほども申し上げましたように、この茨城県44市町村の中で基本計画が策定されていないのは利根町だけなんです。これに対して県の方から働きかけ等はありませんか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 基本計画の策定に関しましては、毎年、県民総合センター、そちらの方の担当者の方と本庁の担当者の方が参りまして、策定してほしいということでおいでになっております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 担当の方が毎年お見えになっているという答えをいただきましたが、私が県に聞きましたところ、昨年は知事公室長がみずから出向かれたというお話も伺いました。それで、この五霞町、河内町は協議会を立ち上げて基本計画を策定されたのだと、そういう印象を持っております。

つまり、それだけ力を注いでいる施策ではないのかと、私は思いますけれども、それに対して課長は、この男女共同参画はどの辺の位置づけでいらっしゃるのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） その位置づけと言いますと、先ほど町長も答弁の中で申し上げますが、意識調査の中で何項目か、どちかと言えば不満を含む不満足割合ということで、どの項目も15%程度ということで、残りの結果は、それほど男女共同についての差がないという意識を持っていらっしゃると思っております。

先ほど来から船川議員おっしゃるとおり、社会における制度とか慣行についての配慮、これを平等にしましょうと、それから、例えば市町村の政策等の立案決定の参画を積極的

に女性の参画を促しましょう、それに家庭生活における活動と、その周りの地域社会の活動の両立を図りましょうと。これが先ほど議員おっしゃったとおり、子供の養育とか家族の介護とか、家庭生活活動、例えば食事をつくったりとか、お掃除をしたりとか、一般的な活動も含まれると思いますが、そういうものも男女が一緒にやるような社会をつくりましょうということだと思っております。

また、市町村の責務というものがございまして、地方公共団体の区域の特性、これ全部どこも一緒ではございませんので、区域の特性を踏まえていろいろな施策をしましょうということでございます。

そのようなことで、その不満足割合が利根町の場合は割と低いと認識しておりますので、また社会の環境によりまして、その都度、その都度、男女の意識は変わると思います。

例えば、これは直接つながるかどうかわかりませんが、震災後は結婚したいという意識が高まったとかというのも聞いていますし、その都度、その都度、男女の考え方というのは社会の情勢によって変化するものだと思います。

そういうことでございますので、今回もまた意識調査をしますので、その中でその特性を踏まえた、例えば啓蒙啓発が必要であれば啓蒙啓発、あるいは家庭生活における活動の両立という部分で、必要であればそのような施策を盛り込んで、先ほど町長が申し上げましたとおり、第4期基本計画の中に入れて掲載をして取り組んでいきたい、そのように考えているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今、意識調査をしていただいて、不満足割合が低いというお話がありました。満足か不満足かを問うのが男女共同参画かどうかというのと、これは議論の余地があるのではないかと思います。この意識調査をしていただくに当たり、町民の皆様が男女共同参画、国が進めている、また県が取り組んでいる男女共同参画に対する町民の皆様に関心と理解がきちんとされているのかどうかの上で行う意識調査、またはアンケートと、そうではない土壌で行うところとでは、おのずと結果に差が出るのではないかと思います。この意識調査をまた行う、そして、計画の中にボリュームアップをして盛り込むというお話がありました。そこで、お尋ねいたします。

女性スタッフの話が出ましたが、企画財政課の中で女性施策の企画調整及び推進に関すること、これが企画調整係の中の仕事の一つになっております。この企画調整係のスタッフは何名ですか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 私も含めまして3名で対応しています。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 3名でこれだけたくさん仕事に取り組んでいただき、先ほども役場の職員の方は大変な激務をこなしていただいているというお話が出ましたが、その3

名の中に女性はいますか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 女性の職員はおりません。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 男女共同参画における女性の割合というのも、国でも示されています。先ほど町長が平成24年度の末までには25%というお話がありました。確かに3人のうち1人入れると25%を楽に超えてしまいますけれども、この男女共同参画というのは決して女性のためだけの施策ではありません。内容に関しては、私などよりもお取り組みいただいている執行部の皆様の方が何倍も広く深く熟知されていることとは思いますが、この男女共同参画は決して女性のためだけのものではないと認識をしております。

この女性施策の企画調整及び推進に関する事、この内容を進めていただくに当たり、女性スタッフの必要性はないのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 男女共同参画ということでございますけれども、スタッフに女性がいないとできないということではございませんので、また、企画財政課の企画調整係の方で担当してございますが、町全体でこの男女共同参画につきましては、私の方の係が窓口のような扱いになっておりますけれども、各課でそれぞれ取り組む内容になっていきますので、その係の分担、分担でそれぞれ、例えば福祉課なら福祉課で対応する部分もございましょうし、保健福祉センターで対応する部分もございましょうし、さまざまなところで取り組みをしてございますので、女性はほかの課にもいらっしゃいますから、私どもの方は男性しかいませんが、そういうほかの分担のところの女性のご意見等も伺いながら取り組むことは可能でございますので、必ずしも企画財政課の窓口の方に女性がいないからだめだとかということは、私は考えておりません。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ということは、企画財政課は男女共同参画の入り口であって、出口はそれぞれの課という、この利根町はそういうシステムになっていると認識してよろしいのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） これは全庁で対応していると認識いただいて結構でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 私の中でちょっと混乱をしております。入り口が企画財政課で窓口は各課ということで、この男女共同参画は一つの課で担当していただくのではなく、いろいろな課が総合的にかかわってつくり上げていくというのが、この利根町の方向性と認識してよろしいのでしょうか、もう一度確認させてください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 先ほども申し上げましたが、例えば社会における制度または慣行に対する配慮と言えば、例えば農家の皆さんが働くときの協定とか、そういうものも関係するでしょうし、そういうさまざまなものがこの男女共同参画社会形成には必要だと思っておりますので、私どもの方が直接、例えば県からいただく文書とか、そういうものを受け取る場所だととらえていただいて、さまざまな施策、取り組みを行うときにはそれぞれの担当課の分野ごとに対応していくということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） それぞれの担当分野が行っていくということは、よく理解できません。しかし、どこかが束ねなければ道はできないのではないかと私は思います。この男女共同参画における、例えばそれだけではなく、全般的に政策における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることとあります。

これも基本法の中にありますけれども、少なくとも窓口になっているということは、道筋をつくる、その道筋の中でこの分野は福祉課に担当してもらって、ここでまとめる、農業に関してはこちらに担当していただいて、ここでまとめる、その束ねるところがなければ、骨格の部分になるところがなければ、基本計画をつくるのは難しいのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 議員おっしゃる、束ねるところが企画財政課の企画調整係とご理解いただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） であるならば、ここにもありますように、男女が方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることとあります。やはり私も女性ですので、この男女共同参画の骨格をつくっていただく部署に、ぜひとも女性スタッフをお願いしたいと思います。この女性スタッフの要望等も町長になされたことはありませんか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 私の考えで申しわけないのですけれども、その時々スタッフで取り組むということで、今現在は行っておりますので、そのようにご理解いただければありがたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ちょっと時間もなくなってまいりましたので、協議会についてお伺いをしたいと思います。

この男女共同参画を推進するに当たり、協議会等をつくる考えはないと、先ほど言われたと思いますけれども、それではどのようにしていろいろな現場の女性の声を集めていこうとお考えなのか、ちょっと伺います。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それは職場の女性の意見ということでよろしいのでしょうか。それとも、町民の皆さんの意見ということでよろしいのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） もちろん町民の方ですし、職場というのは役場という意味ですか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 役場という意味です。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 全部含めてですね。

もちろん役場のスタッフの中には全員が利根町在住の方でないかもしれませんが、でも、この利根町で働いていただいている女性、また、この利根町に在住の女性、全部含めてお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） そのような皆様方のご意見を伺うために意識調査を実施して、その結果を把握した上で計画等に反映をさせていきたい、そのように思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 先ほども申し上げましたように、意識調査というのは、内容を理解している度合いによって随分変わってくるのではないかと思います。ちょっと時間も本当に残り少なくなってしまうので、最後に、この基本計画を利根町だけができていないにもかかわらず、基本計画の中でボリュームアップして載せる、それはきちんとした基本計画と認識をしていいのか、それとも今回このいただいている3次計画の中には、男女共同参画についてはたった7行触れているだけでした。そこにボリュームをつけてつくるのか、その辺をお伺いしたいと同時に、この男女共同参画に関しては、今後も力を入れて取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 基本計画の取り扱いのご質問だと思いますけれども、基本計画につきましては、別建てでこの法律にもありますような、市町村男女共同参画計画というものを別建てでつくる予定は今のところございません。それにかわるものとしたしまして、第4期基本計画が次年度見直しの時期でございますので、そこに今議員からご指摘がありましたとおり、男女共同参画社会の形成という項目があって、そこに施策が2項目ほどのってございますけれども、その部分をアンケート調査の意識調査等をもとにいたしまして、その部分で不足する部分ですね、どういう部分で地方公共団体の利根町がどういう特性があるのかというのを把握をした上で、振興計画審議会の皆様にご審議をいただいて計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で船川京子さんの質問が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす12月10日から12月11日までの2日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、あす12月10日から12月11日までの2日間は、議案調査のため休会とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次回12月12日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時21分散会